

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第83号

寒冷地手当の額等を定める規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の額等を定める規則（平成17年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(知事が定める支給地域の区分及び支給額)				(知事が定める支給地域の区分及び支給額)			
第6条 [略]				第6条 [略]			
2 給与条例別表第8及び給与等条例別表第6の知事が定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。				2 給与条例別表第8及び給与等条例別表第6の知事が定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。			
支給地域の区分	世帯等の区分			支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員		世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員			扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	<u>26,380円</u>	<u>14,580円</u>	<u>10,340円</u>	1 級地	<u>29,400円</u>	<u>16,200円</u>	<u>11,500円</u>
2 級地	<u>23,360円</u>	<u>13,060円</u>	<u>8,800円</u>	2 級地	<u>26,000円</u>	<u>14,500円</u>	<u>9,800円</u>
3 級地	<u>22,540円</u>	<u>12,860円</u>	<u>8,600円</u>	3 級地	<u>25,100円</u>	<u>14,300円</u>	<u>9,600円</u>
4 級地	<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>	4 級地	<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>
(手当の額)				(手当の額)			
第7条 給与条例第40条第2項及び給与等条例第31条第2項の知事が規則で定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。				第7条 給与条例第40条第2項及び給与等条例第31条第2項の知事が規則で定める額は、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に定める額とする。			
支給地域の区分	世帯等の区分			支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員		世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員			扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	<u>26,380円</u>	<u>14,580円</u>	<u>10,340円</u>	1 級地	<u>29,400円</u>	<u>16,200円</u>	<u>11,500円</u>
2 級地	<u>23,360円</u>	<u>13,060円</u>	<u>8,800円</u>	2 級地	<u>26,000円</u>	<u>14,500円</u>	<u>9,800円</u>
3 級地	<u>22,540円</u>	<u>12,860円</u>	<u>8,600円</u>	3 級地	<u>25,100円</u>	<u>14,300円</u>	<u>9,600円</u>
4 級地	<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	<u>7,360円</u>	4 級地	<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	<u>8,200円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の寒冷地手当の額等を定める規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。